



北薩森林組合通信 v o l . 2

森林組合の組合員になるには！

森林組合は、森林所有者が互いに協同して林業を発展させることを目的に、森林組合法に基づいて設立された協同組合です。一定の条件を満たせば組合員になることができます。加入資格等は組合の定款に規定されています。



組合員の加入資格は・・・

1. 正組合員

北薩森林組合管内(薩摩川内市・阿久根市・出水市・長島町・さつま町)の森林の所有者及び、管内に住所のある方で管内に隣接する森林の所有者であることが条件です。森林の所有者であれば、個人だけでなく生産森林組合やその他の法人も加入できます。

2. 準組合員

正組合員や組合が主たる構成員や出資者となっている団体や、地区内で林業を行う方及びその従事者で組合の事業を利用することが適当であると認められる方など



加入には・・・

加入には新規加入のほかに、「**相続による加入**」や、後継者への「**承継による加入**」があります。

※加入を希望される方は、「**加入申込書**」に必要事項を記載いただき、組合に提出してください。(本所・各支所で受け付けます)



詳しいことは・・・

資格や加入の手続きは「北薩森林組合定款(抜粋)」に記載されていますのでご確認ください。

※ご不明な点は、本所総務課(0996-53-0116)までお問い合わせください。

北薩森林組合 定款（抜粋）

（組合員の資格）

第7条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

- ② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。
- 1 この組合の地区内にある森林の森林所有者たる個人（当該個人と同一の世帯に属する者で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する1人の者（以下「後継者」という。）を含む。以下同じ。）
 - 2 この組合の地区に隣接する市町にある森林の森林所有者たる個人であって、この組合の地区内に住所を有するもの
 - 3 この組合の地区内にある森林の森林所有者たる生産森林組合又はその他の法人
 - 4 この組合の地区に隣接する市町にある森林の森林所有者たる生産森林組合又はその他の法人であって、この組合の地区内に住所を有するもの
- ③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
- 1 前項各号に掲げる者又はこの組合が主たる構成員又は出資者となっている団体（前項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）
 - 2 この組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者で、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項各号及び前号に掲げる者を除く。）
 - 3 この組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項各号及び前2号に掲げる者を除く。）
- ④ 組合員になろうとする者が組合員たる資格を有するか否か明らかでないときは、理事会の議決によってこれを決する。

（加入）

第8条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称及び住所並びに引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないこと確約を記載しなければならない。

- ② 後継者にあつては、加入申込書に当該森林所有者の委託を受けて森林の経営を行うものであること及び当該森林所有者が指定する1人の者であることを証する書面を添付しなければならない。
- ③ 生産森林組合その他の団体にあつては、加入申込書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 定款又はこれに代わるべき書類
 - 2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入意思を証する書面
 - 3 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- ④ この組合は、第1項の規定により加入の申込みを受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知する。
- ⑤ この組合は、前項の規定により加入を承諾する旨の通知を受けた申込者に出資の払込みをさせるとともに、遅滞なく組合員名簿に記載する。
- ⑥ 申込者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。

(持分の譲渡制限)

第9条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- ② 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、前条の規定の例による。ただし、同条第5項の出資の払込みをさせない。

(相続加入)

第10条 組合員の相続人であつて、組合員たる資格を有するもの(相続人であつて組合員たる資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人)が相続開始後90日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

(加入の承諾の停止)

第11条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日から2週間前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。